

会 議 録

1 会議名

第1回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

平成27年2月19日（木） 午前10時00分から午前12時10分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 1階 第一多目的ホール

4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員長：丸田 秋男
- ・副委員長：音田 律子
- ・委員：清野富士子、湯淺優、高橋真理子、近藤浩（今回欠席）、本間正人（今回欠席）、石黒孝、上村正朗、小菅章義（10人中8人出席）
- ・事務局：原田障害者総合相談支援センター長、帆苅障害福祉係長、保科相談支援係長、神田主任
関川相談員（計5人）

5 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第4期阿賀野市障がい福祉計画の策定について（公開）
- (2) 障害者自立支援協議会部会の今年度活動報告（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

- (1) 開会 原田障害者総合相談支援センター長（委員の交代委嘱、出席状況）
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事

会 長： 第4期阿賀野市障がい福祉計画の策定について、審議をいただきたいと思います。
是非、活発な意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。では、早速ですが議事に入りますので、事務局から素案について説明をお願いいたします。

事務局： 資料につきまして、差替え・訂正がありますのでお願いいたします。
差替えですが、前もって送付させていただきました福祉計画（素案）の《阿賀野市障害者自立支援協議会専門部会（案）》ですが、連絡調整会議開催の結果相談支援部会を追加させて

いただいておりますので、差替えをお願いいたします。

訂正について、24ページ自立訓練（生活訓練・夜間）見込量平成29年度3人分となっておりますが、2名分に訂正をお願いします。33ページ⑦日常生活用具給付等事業の表で排泄管理支援用具見込量平成28年度950となっておりますが、955に訂正をお願いします。

追加資料といたしまして、資料No.1、資料No.2、資料No.3を配布させて頂いておりますのでご覧になり説明させていただきます。

第1章 計画の基本的な考え方は、平成18年4月の障害者自立支援法施行により策定が義務付けられたもので、第1期平成18～20年度、第2期平成21～23年度、第3期平成24～26年度と策定しました。この第3期阿賀野市障害福祉計画の進捗状況・アンケート等実施を踏まえ、市が抱える問題を精査し、「阿賀野市障害者計画」を推進していくため、県および圏域との連携を図りながら「第4期阿賀野市障がい福祉計画」を策定するものです。計画の位置づけは、障害者総合支援法に基づいて、障害福祉サービスの見込み量などを定めております。

基本理念は、第2次阿賀野市障害者計画の基本理念の実現、障がい者の自己決定と自己選択の尊重、市を実施主体とする仕組みと3障害の制度一元化（難病も含まれる）、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備です。

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3ケ年とします。

計画の評価体制は、自立支援協議会において、評価、検討を行います。また、県及び圏域との連携を図ります。PDACサイクルを導入します。

第2章 障がい者の状況については、障がい者の状況を明らかにすることにより、障害福祉サービスの状況を把握することができると考えております。総人口の推移 平成25年3月末45,043人平成16年比△3,712人です。身体障害者手帳所有者数の推移 平成26年3月末1,854人です。療育手帳所持者の推移 平成26年3月末239人平成23年度より年55人程度増加。精神障害者保健福祉手帳の推移 平成26年3月末239人平成23年度より51人程度増加。障害福祉サービスの利用 平成23年度から26年度の実績を掲載しております。

第3章 第3期計画の進捗状況介護サービスは、居宅介護、療養介護、共同生活介護は見込み量を大幅に上回りましたが、行動援護、同行援護、生活介護については見込み量を大幅に下回る結果となりました。訓練等給付サービスは、就労継続支援B型は見込み量を大幅に上回る数値となっております。その他の就労支援事業・自立訓練事業については見込み量には到達していないものの、着実に利用者増が図られています。地域生活支援事業、コミュニケーション支援事業については、利用実績がありませんでした。日常生活用具給付等事業、その他の事業については若干の上下はあるものの見込み量に近い数値となっております。移動支援事業については、計画相談導入後数値があがってきています。

第4章 平成29年度の目標値の設定 数値目標は国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっております。

施設入所者の地域生活への移行について、障がい者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成29年度末に地域生活に移行している人の数値目標を3人と設定しています。新規入所支援事業所開設を見込んだうえで、平成29年度末時点での利用者数が現在より多くなりま

す。地域生活支援拠点の整備について、平成29年度末までに最低1施設整備することとします。整備にあたっては、入所施設を備える法人と協議を進めていきます。

福祉施設から一般就労への移行について、福祉施設利用者のうち、平成29年度末までに就労移行支援事業を通じて一般就労する人の数値目標を10人と設定。実績が上がってきていることを考慮して設定しました。

就労移行率の3割以上の事業所の割合、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成29年度末は今現在1事業所定員6名、平成27年度以降開所予定1事業所定員3名の2事業所をあげています。

第5章 障害福祉サービス等の見込み量 追加資料 NO2.3 が根拠数値となります。重度障害者等包括支援につきましては、平成18年度以降利用者0でした。サービス事業所が県内に無いため利用者は0としました。居宅介護・重度訪問介護でフォローしていければと考えているところです。

生活介護 施設開所予定事業所があることを見込んで45名増と設定しました。

自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練・日中）・自立訓練（生活訓練・夜間）・利用実績、新規利用者の伸び、利用時間数などに基づき見込み量推計しました。

就労移行支援、新規事業所開設予定・利用実績、新規利用者の伸び、利用時間数などに基づき見込み量推計しました。

就労継続支援（A型）現在支給決定者8名、すべて市外事業所利用です。利用実績、新規利用者の伸び、一人当たりの平均利用時間数などに基づき見込み量推計しました。

就労継続支援（B型）現在支給決定者128名、特別支援学校卒業生のほか就労に結びつかない方の利用が増加してきている。利用実績、新規利用者の伸び、一人当たりの平均利用時間数などに基づき見込み量推計しました。

療養介護、実績に基づき見込み量推計しました。

短期入所（福祉型）・短期入所（医療型）実利用者数を考慮し見込み量を推計しました。

共同生活援助（グループホーム）共同生活介護、共同生活援助一元化に伴う利用者の増加となっています。実績、新規利用者、地域移行者数を含んだ数値を設定しました。

施設入所支援、利用実績、重身の方の入所が増えると見込んでいます。

新規事業所開設予定定員10名を見込んだ数値となっています。

相談支援 計画相談支援、平成26年度でほぼ全員の計画作成終了し、今後施設入所者以外には基本的に年1回作成、そのほか新規利用者数を見込みました。

地域移行支援、地域定着支援、最低2人見込みました。

障害児支援（児童福祉法）実績に基づき見込み量推計しました。児童発達支援センターにつきましては、平成29年度までには1ヶ所設置すべきと考えています。

相談支援事業、平成28年度基幹相談支援センター設置予定、相談支援事業所は平成27年度1ヶ所平成28年度2ヶ所予定しています。現在、障害者相談支援体制は、市単独設置で直接実施しており、今後職員の資質の向上を図るとともに、圏域の連絡調整会議を活用しながら相談支援の強化を図るよう努めます。

成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業につきましては、今後増加すると見込んでいます。

移動支援事業、実績を考慮し見込みました。

地域活動支援センター機能強化事業、市内法人から1ヶ所開所予定、平成29年度から機能強化事業を含めて活動と進めている。

日中一時支援事業、利用実績から見込み量を定めました。

訪問入浴サービス事業、平成26年度より開始、利用実績から見込み量を定めました。

第6章 障害福祉サービス等見込み量確保のための方策、訪問系サービスのうち、特に行動援護・同行援護の見込み量確保にあたっては、市内のサービス提供事業所が限られているため近隣市にあるサービス提供事業所との協力体制を充実させ見込み量の確保に努めます。市内のサービス提供事業所に対し情報提供を行い、参入を促進します。重度訪問介護サービスについては、医療、介護保険サービスとの連携が必要なことから、関係機関との連携を密にし、見込み量の確保に努めます。

日中活動系サービス、現行の事業者等と連携を図り基準該当サービスなども含め、継続的な事業の実施により見込み量の確保に努めます。就労支援においては、近隣市町村と連絡を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

居住系サービス、共同生活援助（グループホーム）については、市内1ヶ所（男性）あるが、今後の利用希望者等を十分把握しながら、地域の理解を十分に深めながら、積極的に事業者の参入を促進します。施設入所支援については、事業所等と連携を図り見込み量の確保に努めます。

第7章 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携、阿賀野市の圏域は「新潟圏域」に属しており、医療圏域及び就労については「下越圏域」に属していますが、「新潟圏域」を基本としつつ、それぞれのサービスについての広域的な連携を図り、関係機関との連携調整を行っていきます。

第8章 障害者自立支援法以外の障害福祉に関するサービスは、40ページに一覧がある通りです。以下、資料となっております。

以上、第4期阿賀野市障害福祉計画の策定について説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。

事前資料送付となっていましたので、ただ今の事務局から説明により、ご意見をお願いいたします。なお、全体では整理がつかなくなることから1ページからお気づきの点がありましたらお願いします。

まず、第1章はいかがでしょうか。

標記の点で、「障害者」「障がい者」がありますが、第3期は「障害者」でしたか「障がい者」でしたか。

事務局： 第3期までは漢字で「障害者」でした。第4期から「障がい者」です。

A委員： いかがでしょうか、何期から「障がい者」とかでなく、全部ひらがなで「障がい者」と標記してはどうでしょうか。

会 長： そうですね、その標記の方法もありうりますね。第4期から「障がい者」とするなら標記の説明を入れる必要があると思います。

A委員： どちらか標記の統一をさせていただきたいと思います。

会 長： 他にございませんでしょうか。

B委員： 3ページの阿賀野市自立支援協議会の図ですが、中心に相談支援事業者がありますが、中心に障がい者（当事者）があるのかと思われませんが、少し変えたほうが良いのではないかと思います。

会 長： そうですね、もう少し図の工夫があったら良いと思われれます。どこに、どのように利用される等のストーリーがわかる様に、指摘事項を事務局で修正をお願いします。

事務局： はい。わかりました。

C委員： 同じページですが、PDCAとありますが、わかる方、わからない方がおられると思われるので注釈が必要であると思います。

会 長： そうですね、何でいまさらPDCAなのかと思われれますが、国等からの指導でしょうが、市民の皆様にわかっているためにも注釈を付け修正をお願いします。

事務局： はい。わかりました。

会 長： それでは第2章に進んでよろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

B委員： 14ページ自動車運転免許取得ですが、身体障害者に限るとする市町村がありますが、阿賀野市はどうなのでしょう。

事務局： 身体障害者に限るとなっています。

B委員： 知的・精神の方にも広げていくと予定されていますので、今後の検討をお願いします。

会 長： 8ページの児童デイサービスですが、制度改正等により平成24年度からは空欄になっていますが、目標値は無くても実績があると思いますので数値を入れたほうが良いと思います。事務局で検討し、よりわかりやすくお願いします。

事務局： 目標値の設定はありませんが確かに実績はあります。実績値を入れさせていただきます。

B委員： 施設から地域移行実績だけで目標値の欄は無かったのでしょうか。国等の様式ですよ

事務局： 第3期も実績のみでした。

会 長： 第3期に計画があつて、第4期には計画が消えてしまったということの無いように、事務局で良く精査してください。

第3章に進めてよろしいでしょうか。第3期計画の進捗状況ですが、ことばで要約してありますが指摘がありましたらお願いします。

B委員： 進捗状況とは少し違うのではないか、評価とかまとめでないでしょうか。

C委員： 進捗状況というと中間という意味合いだと思いますので、まとめとしたほうが良いのではないかと。

事務局： まとめとさせていただきます。

会 長： 第4章 平成29年度の目標値の設定についてお願いします。

D委員： 18ページ就労移行率の3割以上の事業所の割合ですが、3年間の中で10人中3人以上一般就労した事業所。3割以上の事業所全体の5割の事業所の数でしょうか。たとえば、4事業所の中3割以上事業所が2事業所という意味でしょうか。

事務局： 事業所の数です。就労移行率3割が1事業所、5割というのは2事業所のうち1事業所が3割達成できたかということです。

D委員： 就労移行については、各関係機関で順調に進められています。3割というより5割と考えてよいのではないかと思います。例として、就労支援に取り組んで2年ですが、10人中平成25年2人、平成26年2人一般就労しています。2人は研修中です。10人中6人となろうと思っているところです。なので、3割より5割としたら良いと考えています。

事務局： 県の様式使用となり3割5割となっております。

B委員： 県は、1年で3人、3年で全員就労と考えてのことと思われまふ。就労移行率3割より事業所の5割を進めていく方向としたら良いのではないのでしょうか。

D委員： 最低源の目標ということですね。

会 長： 修正できるのか出来ないのか確認し、意見を反映できればありがたいです。

17ページに先ほどB委員の意見がありました、福祉施設から一般就労への移行の数値目標が出てきていますので、前のところで説明となりますね。

よろしいでしょうか。

第5章 障害福祉サービス等の見込み量についてお願いします。

- D委員： 23ページ自立訓練ですが、平成27年度から1事業所生活訓練中止を見込んでの数字でしょうか。
- 事務局： はいそうです。
- B委員： この計画についての意見・要望ではないのですが、新潟県内では重度包括支援がなかなか根付かないなかで、入所施設から地域移行の流れが本格的で無いことがあるのかと思われま。長野県上田では重度の方の地域移行が前向きにされているようです。その時は重度包括支援を使っている。在宅の方が重度包括支援を使うことはないと思うが、地域移行の時の大きなツールとして一定期間重度包括支援を使って地域生活を支援しているということです。入所施設から地域移行、ケアホーム・共同生活援助の整備があると思いますので、そのようなところをセットで考えていくしかないと思います。
- 現在ある障がい者入所施設の建替え等出てきていますが、国は整備に補助金等は出さない方針です。古い施設が多く改修に困っている状態です。ケアホーム等設置の強化が必要と思われ、今後の課題となっています。
- 会 長： 新潟県の総論の無い状態の中、市町村が頑張ろうとしても大変ですね。
- C委員： 40年前は障がい児が18歳超えたら行く施設がないということで、県の指示で施設整備を行った。その際に入所した方は60歳になっている。建物はもちろん65歳以上の入所者をどうするか指示がない。市町村・法人任せのところがあるため、圏域からあげて県に指示してくれるようお願いしたいです。
- 40年前のビジョンは確かに良いのもでした。これからも県と市町村協力のもと進めていかななくてはいけないのではないかと。
- 長野県は県のビジョンがあるので出来ていますよね。
- 協議会からきちんと県に提案していただきたいです。
- 会 長： 県の担当者会議にはこのような論点になっているのでしょうか。
- B委員： なっていないですね。
- A委員： 県の障害福祉計画を見た事がないですがないのでしょいか。
- 委 員： ないですね。
- A委員： ないことが問題だと思いますね。
- 事務局： 今回作成すると思われま。
- B委員： いろんな理由で福祉計画を作らないのではないかと。

会 長： ないで済ませないですよ。どうしますか。

B委員： なにか理由があるのですね。

会 長： 皆様知事へのたより等で是非県にお願いしていきましょう。
では、第5節の障がい児支援ですが、いきなり表になっていますので説明があるといいです。
表の作りかたも線などを工夫してください。35 ページ⑩アの障がい者等の放課後支援的な形態とは、放課後支援に障がい児等は出てくるのでしょうか、改めてチェックしてください。

事務局： はいわかりました。

C委員： 34 ページ⑩ですが平成27・28年度が0になっているのがおかしいのではないのでしょうか。

事務局： そうですね。平成27・28年度箇所数1ヶ所、利用者数10名の訂正をお願いします。

会 長： 県のヒアリングは終わっているのですか。

事務局： ヒアリングは終了していますが、修正後を県に連絡となります。軌道修正は大丈夫です。

D委員： 31 ページ③相談支援事業につきまして、平成28年度から2事業所の稼働、市は基幹として稼働となっていますが、先ほど説明がありましたことを明細に記したほうが良いのではないのでしょうか。

会 長： そうですね。そのように訂正してください。

事務局： はいわかりました。

D委員： 相談支援センターについてですが、すばるワークセンターも平成28年度から開始することになっていますが、かなりの赤字参入について二の足を踏んでおりましたが、企業努力・市からの援助等により開始と踏み切りました。
今後は、県・市から成年後見制度のかかわり方等について関わっていけたらと考えています。

B委員： 基幹支援センターの今後の形態はどのようになりますか。

事務局： 出向は考えておりません。

A委員： 基本的にはこれからとなりますが、関係部局と調整を取りながら手厚い職員体制を考えています。

いろいろな意見がありまして、今の形態で良いのでないか等ありましたが、国・県から地域の中に事業所があるべきなのでないかとの指導のもと、この様な形態としました。

会 長： どうしたのですかね。地域の実情とかなにより地域にあった相談支援もあっていいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

C委員： 小さい市町村での重整備が必要なのかということですよ。長野県では圏域で示されていて体制整備を県・市町村で行っているのですが。五泉市では、国・県の支持により作りましたが、協議の中で模擬体もあることなどの話も出ていることなので、今後協議し必要に応じ進めていくべきと思います。

A委員： 今後基本的にはこれからとなりますが、今の体制は法人さんからも協力をいただき市の職員との連携も良くスムーズに進めています。国・県の方向性により法人さんにもかなり無理をお願いしこの体制を進めているところです。

B委員： 32 ページの成年後見制度法人後見支援事業ですが、平成27年度からありとなっておりますが、平成28年度から位にしたら良いのではないのでしょうか。

事務局： そうですね、そのようにさせていただきます。

会 長： 第6章についてお願いします。

B委員： 見込量等確保の方策を市の自立支援協議会等で検討をする。と第7節に付け加えたほうが良いと思います。

会 長： そうですね。意見を反映させてください。

事務局： はいわかりました。

会 長： 第7章・第8章についてお願いします。
何かお気づきの点がありましたらお願いします。

素案についてはここで終了としますが、この後お気づきの点がありましたら事務局に連絡をおねがいします。

つづきまして部会の報告をお願いします。

事務局： 部会につきまして報告、部会によりましては委員の皆様からご協議、承認をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。市では療育部会、住まい部会、就労部会の3つがありますが、療育部会から説明させていただきます。

療育部会は年齢の幅が広く各機関関係者からお集まりいただいております。年齢別にグルー

プに分け活動しています。幼児部（0～就学前）・就学児・青年部（20歳未満）です。

幼児部については、今後の活動を検討する中で、阿賀野市に足りない・必要なサービス等は何なのか整理する必要があると判断し、幼保育現場で困っていることや課題など現場の声を吸い上げるため、アンケートを実施することに決定した。そのアンケートの内容について現在も検討中です。

平成27年度の活動予定は、アンケートの内容検討に時間がかかってしまったため、上半期中に配布及び回収し、その結果を踏まえ活動内容について協議し、活動していきたいと考えています。

次に就学児になります。平成25年度から阿賀野市におけるライフステージごとの障がい児者を支える仕組みのシートについての検討をしてきました。医療機関・教育機関・支援事業所・相談支援所等をひと目でわかるように作成したい。広域でのシートとなると見えづらくなることから、障がい者・児がいる・いないに関係なく阿賀野市全戸に配布する形で、阿賀野市バージョンで少し小さくなくても見やすいものを作成したいと検討中です。

次に青年部になります。昨年度決定のアンケートについて市内、近隣の市町の事業所に福祉サービスの利用実績等実施しました。その結果から見える障害福祉施策、必要な事業について検討し提言作成することとしました。また、高校卒業後、自宅等で引きこもりとなってしまう幼少期、学童期に発達障害（？）が疑われたケースの相談事例の報告あり、高校卒業後も気軽に相談に来られる場所の設置が必要であることもあがっています。今後アンケート集計結果から見えてきた課題等を提言にまとめる。精神障害や発達障害（？）を持つ成人・引きこもりとなっている成人・本人だけでなく家族が相談できる場所の設置に向け提言がまとめられたらと思っています。

引き続き住まい部会をお願いします。こちらは皆様からご協議・承認をお願いしたいと思えます。活動報告、グループホーム平成25年4月1日開所いたしました。その後の課題、グループホーム入所者や自宅で生活している方の余暇の活動するための移動が阿賀野市としては不足しているのではないかと問題があがってきました。そのことにつき平成25・26年度移動支援につき活動してきました。事業所向け勉強会を開催し各事業所も関心があることが把握できましたので、事業所・法人が移動支援・福祉有償運送の事業展開をしていくための後押しとし、ワーキングチームの活動としパンフレット作成（福祉有償運送～事業開始ガイドブック～）です。ここで皆様から確認頂き承認いただければ、法人・事業所に郵送配布し社会福祉課窓口を設置したいと思っています。よろしくお願い致します。

つづきまして、アンケート調査について、調査の目的は障がい者の移動支援施策が障がい者の社会参加を促進するための有効な施策となっているか実態を把握するため、今後の障がい者の移動施策のあり方を検討していくための資料とすることを踏まえて行いました。

調査対象者は、障害福祉サービス等利用者82名で相談員、保健師、市職員、事業所の職員が聞き取りをしました。

調査から見えた事、外出時の移動の支援は多数を家族が担い、全体の45%の人が、介助者が居ないと外出ができない（しない）理由としてあげていました。また、身体・精神の方だけでなく、バス停や駅まで距離がある、公共の交通機関の運行本数が少ない、運行時間が目的の時間帯に合わない、便利な交通経路がない等住民全体に共通する環境的な理由もありました。

成果としては、福祉有償運送（～事業開始ガイドブック～）ができた事。居宅介護事業所申請中、就労支援事業所検討中、移送サービス活動の開始予定となったことであります。平成27年度活動予定は、移動支援と福祉有償運送の一体的な開設状況の見守りを中心に対応していきたいと思っています。ご協議お願い致します。

会 長： 協議をお願いします。

皆様は申請中の事業所は把握しておられますか、情報提供がありましたらお知らせください。

事務局： 今のところ2か所（きらら・グリーン）申請中で1か所（阿賀北）検討中です。

C委員： アンケートのとおり、昼間の活動場所、寝泊まりの場所、それから余暇の所とあるが、どこがあればいいのではなく、3つが連動して生活がいとまわれていると思いますので、事業所に重要性を伝えていくことも大事であるし、冊子にしたものを配布することも大切ですが、必要性を事業所に伝えていくことも大事です。今は家族がささえているが、こんなサービスもありますと広げていくことも大事ですね。アンケートの結果にもあるとおり、全部障害者サービスで行うのではなく、別の公共機関利用の方法もあることも大切なことと思われま。障がい者・高齢者等を問わないで、公共機関の調整等アンケートの結果をこれからの住まい部会の課題として進めていく事になるのではないのでしょうか。

会 長： 大切なことの指摘でありましたが、他公共機関等の調整は市の方では出来るのでしょうか。

A委員： 市役所であれば市営バスは総務課で、福祉有償運送も当課で行っていますので、この様な要望等があった事などをお伝えしていくことは可能です。

C委員： 例えば運行を考える時にステップバスを取り入れることになれば、身体障害者は今より利用しやすくなりますよね。どれだけの採算性があるのか等もありますが、そのあたりも見据えて運行関係の調整を今後して行けたらいいのかと思います。市民全般を考え工夫しながら進めていけたら良いように思います。

会 長： 意見ありがとうございました。ただ今の意見を大切にしていきたいと思っています。

B委員： ガイドブックの24ページですが、新発田地域振興局の課の名前・住所・電話などを入れて頂ければよろしいかと思います。②の振興局から了解を得た後を振興局から受理通知を得た後に変えた方がよろしいかと思います。

会 長： 振興局のお力を借りるということでお願いします。

では、協議会といたしましてガイドブック配布を承認しましたといたします。よろしいでしょうか。

就労部会の説明をお願いします。

事務局： 平成 26 年度活動報告ですが、企業向けアンケート実施により結果を踏まえ就労「応援マップ」作成。「ダイレクト B」の手順の作成など実施しました。

ハローワーク新発田主催「障害者雇用促進会」への協力、「下越圏域障がい者雇用セミナー」への協力予定。「障がい者雇用見学会&座談会」実施。就労応援マップ作業部会開催、承認頂ければ 3 月中に配布、ダイレクト B 承認頂ければ平成 27 年度から実施予定です。

平成 27 年度活動予定は、ダイレクト B 進捗確認、就労応援マップの修正、「障害者雇用促進会」への協力、就労希望者に対するスキルアップ講習会、市役所業務のアウトソーシング化への要望です。

ダイレクト B の取り扱いにつきまして、本人の能力・適性の判断が必要になってくることから作成しました。事前配布の為説明省略させていただきます。

会 長： そうですね。承認頂ければチェックリストを使用していきたいとのこと。

B 委員： 特別支援学校卒業生の実習であれば児童相談所の判定はいらなくなっていないでしょうか。

事務局： そうなっています。

B 委員： 特別支援学校卒業生の実習であれば児童相談所の判定はいらないということですね。

C 委員： 特別支援学校卒業生の流れはどうなっていますか。

事務局： 特別支援学校卒業生の障害福祉サービス利用に係るスケジュールで行いたいと思います。

C 委員： 県のダイレクト B とは同じものでしょうか。

事務局： 同じものです。

会 長： それではご承認頂けますでしょうか。

委 員： はい。

会 長： 以上もちまして終了させていただきます。

事務局： 本日はありがとうございました。

問い合わせ先

社会福祉課相談支援係 TEL：0250-62-2510（内線 235）

E-mail：shakaifukushi@city.agano.niigata.jp